

平成 26 年 6 月 15 日現在

機関番号：32604

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530681

研究課題名(和文)個人化社会における社会的包摂の研究 ドイツの市民労働を事例として

研究課題名(英文)Social inclusion in the individualized society. U.Beck's Buergerarbeit

研究代表者

伊藤 美登里(ITO, Midori)

大妻女子大学・人間関係学部・教授

研究者番号：10406845

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円、(間接経費) 990,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、ドイツの社会学者U.ベックが90年代後半に提唱した市民労働という政策理念が実際にどのように機能しているかを探ることであった。調査地はバイエルン州ミュンヘン市とした。調査の結果、以下のことが判明した。市民労働の政策理念を構成する諸要素は、それが政策的実践に移される過程で、ワークフェア政策とボランティア政策とに二分され採り入れられた。その結果、ワークフェア政策およびボランティア政策としては、それぞれ一定の成果をあげているが、自発的参加により市民労働への参加者に生存保障と社会的アイデンティティを付与するという、市民労働の政策理念の本来の重要な目論みは、現在のところ果たされていない。

研究成果の概要(英文)：U.Beck proposed a policy idea, named Buergerarbeit, to build a system of solidarity and recognition on a local level in the second half of 1990's. The aims of this research are to search its transformation and to examine what kind of system of solidarity and recognition is built in Germany. Following findings of the research are worth being mentioned: Some elements of Beck's policy idea of Buergerarbeit were adopted by the civil engagement and other by the republican model project named Buergerarbeit as a workfare policy. Now, the civil engagement and the Buergerarbeit as a workfare policy take over respectively some function of intermediate groups or of the welfare state. When Beck had proposed the policy idea of Buergerarbeit, he had aimed to give social identity and livelihood to the voluntary participants. This part is not realized for the present.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：市民労働 ベック 社会的包摂 市民活動 個人化

1. 研究開始当初の背景

従来の近代社会においては、職業や家族や階級といった媒介集団に所属することで、個々人がリスクに直接さらされることを回避していた。職業や家族や階級が、貧困に代表されるようなリスクの防波堤となっていたため、いわゆる社会保障は、労災、失業、疾病などまれに生じる（主たる稼得者の）所得の中断に備えるという形で、および、引退後の生活を保障するものとしての老齢年金という形で整備された。

しかし、社会の構造転換にともない、欧米ではおよそ70年代以降、日本では90年代以降、雇用も家族も階級もリスクの防波堤とはなりえなくなった。他方、財源の問題もあり、国家による社会保障も限界が見えている。従来の安定的なライフコースはリスクに満ちたライフコースとなり、個人は個人のライフコースをそのつど設計し舵取りしなくてはならなくなった。

こういった事態に対処するために、ドイツの社会学者、U.ベックが1990年代半ばから提案し始めた一つの政策理念が、「市民労働」であった。なお、研究計画を立てた時には、この市民労働が、2000年以降、政策的実践に移され、バイエルン州とザクセン州で実験プロジェクトとして実施されていることまで判明していた。

2. 研究の目的

ベックの提唱した市民労働は、次のようなものであった。すなわち、市民労働とは、市場ベースにはのらないが、社会的に重要な活動を実践する「労働」であり、個々人はそれに「自発的に」参加する。参加者には、活動を下支えする市民マネーが与えられる（参加を給付の条件とするベーシックインカムである）点、および、職業労働には就いていないが社会的に意義のある活動に参加しているという点において、参加者には物質的保障と社会的アイデンティティが与えられる。これにより、職業労働に就いている場合のみに物質保障とアイデンティティが与えられる、という事態が変革されることが目論まれていた。

ベックの政策理念の特徴の一つは、各市民労働活動団体に上部機関が存在することであった。すなわち、個々の市民労働を軌道に乗せるために、国家や地方自治体や福祉団体の管轄から自由な「公共福祉・企業家」が自発的参加者を組織し、「市民労働のための地域委員会」がその活動を審査・評価する仕組みをベックは提唱した。

主たる参加者としては、失業者、学生、離婚後あるいは子育て後の女性、高齢退職者が想定されていた。彼らは、生存可能な程度 of 金銭的報酬を得ると同時に、そこで獲得した労働経験によって、職業労働の世界へと入っていく道筋も想定されている。人を社会関係のなかに入れ、社会的に役立つ活動を行わせ

ることで、職業能力を獲得させると同時に、社会的な承認や自負心といったものも獲得させることが市民労働の狙いとなっている。他方で、社会に有用な活動を行うことで福祉国家の負担減をも目論んでいる。

つまり、個人が自ら選択的にネットワークを形成してゆかなくてはならなくなった現代において、物質的保障や社会的承認や日常生活の意義や社会的アイデンティティや社会統合の「(職業労働以外の)もう1つの」供給源として、福祉国家の負担減を可能にするものとして市民労働は構想されていた。

本研究の目的は、この「市民労働」という政策理念がどのように政策的実践に移されているか、活動を円滑に支える具体的な仕組みはどのように組み立てられているか、どの程度の実効性をもっているか、活動参加者は実際に活動を通じて社会的アイデンティティないしは社会的承認を獲得できているかについて、事例調査にもとづき検討することであった。

3. 研究の方法

研究方法としては、具体的には、市民労働への参与観察や、市民労働を実施している団体の職員や活動参加者に対する聞き取り調査などの現地調査をミュンヘン市にて行い、運営組織のあり方や、活動参加者および市民労働をへて職業労働へと移行した人の生活史に市民労働がおよぼす影響を探ることで、「市民労働」の長所や短所を検討する予定であった。

ところが、調査を始めてみると、事態はさらに変化しつつあることが判明した。市民労働は、既述のように、すでに2000年にバイエルン州とザクセン州のモデル・プロジェクトとして実施されていたが、本研究の調査開始年(2011年)の9月から、市民労働はさらに新しい局面に入ってしまった。市民労働は、連邦政府のワークフェア政策の一つとして、期間限定の試験的なプロジェクトの名称となった。他方、ベックの市民労働の理念をより生かした政策は、市民参加という名称で展開されていた。

よって、調査開始以降、調査の計画を次のように部分的に修正した。すなわち、まずは、連邦政府のプロジェクトとしての市民労働と、市民参加との、それぞれの政策に現場で携わっている人びとへの聞き取り調査と資料収集を行う。具体的には、市民労働担当する市職員、市民参加担当の市職員、市民労働運営の窓口であるジョブセンター職員およびジョブセンター提携企業・提携団体、市民参加に携わる非営利団体職員を対象とする。次に、それぞれの活動参加者への聞き取り調査を行う。

4. 研究成果

(1) 調査研究の結果、次のような事態が判明した。市民労働の政策理念は、政策的実践に

移される過程で、ある部分が市民参加に、別の部分が「市民労働」という名のワークフェア政策としてのモデル事業に取り入れられ、分裂していった。

連邦政府プロジェクトとしての市民労働において、長期失業者の職業能力獲得と、職業労働ではないが社会的に意味のある活動という部分については、ベックのアイデアが実現していた。しかし、活動を下支えするはずの市民マネーは職業能力獲得のための労働の対価に、活動期間は無期から3年を上限とする有期に変えられ、ベックの市民労働の政策理念のなかでもとくに重視されていた自発性の要素は消滅し、さらには、市民労働への従事以前に活性化段階というコーチング期間が設けられ、しかも重点はこの活性化段階の方であった。コーチングとその後のボランティア部門での職業・教育訓練という構成は、イギリスの若年失業者対象のニューディール政策（もっとも、イギリスのそれはボランティア以外に選択肢が3つあるが）に類似していた。

他方、市民参加は、市民の自発性において好きな時に好きなだけ好きな活動を行う仕組みが作られていた。また、「市民労働のための地域委員会」という名称こそないが、それぞれの活動支援団体の組織運営を支援する中間支援の仕組みが非営利団体および行政の協同で作られていた。さらに、市から活動に対して能力保証書兼感謝状が発行され、承認の文化を醸成する試みもなされていた。これらの点は、ベックの市民労働の政策理念をよく反映したものになっていた。しかし、活動に対して、時間給にして700円から1000円程度の金銭が支給されるのみで、物質的な生存を保障するものにはなっていなかった。

(2)連邦政府プロジェクトとしての市民労働とミュンヘン市の市民参加は、以下で見るように、福祉国家の政策として一定の効果をあげていた。

まず、政策的実践としての市民労働や市民参加は、家族や職域といった媒介集団と福祉国家の機能を一部代替する役割を果たしていた。たとえば、高齢者の買い物の付き添いや話し相手といった役割は、家族成員や近隣集団が行っていた（そして現在でも行われているであろう）が、市民参加や市民労働が部分的に担うようになった。また、失業者の再教育といった、従来福祉国家が担ってきた機能を市民参加が部分的に担っていることは、行政や非営利団体の担当者から何度も指摘された。

次に、ミュンヘン市では、宮本太郎の言うところの「包括的、地方分権的な横断的福祉・雇用政策」がとられていた。彼によれば、欧州諸国では、90年代以降、福祉政策と雇用政策を深く関連させ、就労自立のためのニーズを包括的にとらえるような政策が実施されている。2011年以降の市民労働や、ミュン

ヘン市による市民参加に対する感謝状兼能力証明書の発行、そして有償の市民参加は、「包括的、地方分権的な横断的福祉・雇用政策」としてとらえることができよう。また、市民参加は行政と非営利団体と参加市民の三者が対等な立場で実施されており、これは行政と市民が対等な立場に立ったうえで協力し合いながら地域の問題を解決していく、ローカル・ガバナンスの一例であるといえる。

さらに、宮本によれば、現在必要とされる福祉ガバナンスについて、先進国における労働力の余剰を考えると、社会的包摂の場を労働市場に限定せず、人びとが労働市場の外部に、教育や訓練、育児や介護、さらには休養のために滞留できる条件を提供すること、すべての市民が何らかの社会的活動に参加することにより、市民が労働市場の外にある時間が、個人の能力向上、地域の社会問題の解決などに積極的に生かされ、長期的にみた場合の経済的効率も確保されることが重要になる。労働市場外での滞留可能な条件の提供、参加自体の重視、労働外時間の活用の重視、活動による個人の能力向上や地域の問題の解決は、ドイツの市民参加について行政や非営利団体の職員がインタビューで強調していたことであり、宮本が指摘するような方向性が、ミュンヘン市において実際の活動レベルで目指されていることがわかる。

また、ミュンヘンの市民参加は、公的補助がなされ、民間非営利組織が主体となる形をとっていた。これは、公的な財源を基礎として、非営利組織など柔軟な組織構造をもった主体がサービス供給を担っていく「深化した民主主義的アプローチ」に相当する。

加えて、ミュンヘンの市民参加においては、参加者本人が活動内容や期間を選択する仕組みがとられていた。「各人がやりたいことを、やりたい時に、やりたいと思う時まで」という形の参加は、個人化する社会に適した参加の形であるといえよう。というのは、個人化社会においては、三上剛史が指摘するように、相互に分離した個人と社会が、そのつど必要に応じて特定のタイプのコミュニケーションによってつながってゆくしかないが、市民参加はこの「その都度のつながり」という形をとるからである。

このように、個人化社会における社会政策として、市民参加も市民労働も、一定の機能を果たしていた。

(3)では、ベックの意図した社会変革についてはどうか。

まず、ベックが市民労働の導入により目論んだ「労働」概念の曖昧化について検討しよう。従来の労働概念は次のような点で曖昧化していると考えられる。すなわち、「有償の稼働労働」対「無償のボランティアや家事（・ケア）労働」という構図は、市民参加や市民労働の有償化により若干ではあるが曖昧化している。また、従来は無償が基本であった

名誉職活動や市民参加の概念や家事労働概念自体も、有償の活動と無償の活動が混在することで、しかも支払われる金額がまちまちであることで、かなり曖昧化している。さらに、同じ活動（たとえば、高齢者の買い物の付き添いや話し相手）が、市民参加であったり市民労働であったり家事（・ケア）労働であったりすることにより、市民参加と市民労働と家事（・ケア）労働の境界も曖昧化しつつある。

このように、有償/無償という観点からすると若干の流動化が観察される職業労働だが、活動領域という観点から考察する場合、「職業労働」自体の境界は、少なくとも今のところ強固なままである。連邦プロジェクトとしての市民労働は、職業労働市場を圧迫しない分野の活動に限定されている。それは、長期間市民労働を行い、それにより生存保障とアイデンティティが付与されるようなものではなく、あくまで職業労働にたどりつくための期間限定的な迂回路のようなものだ。よって、連邦プロジェクトとしての市民労働の存在は、生存保障とアイデンティティ付与の機能を有する職業労働という牙城をむしろ強化している。職業労働に従事していないと生存保障とアイデンティティ獲得が危ういという事態こそを、ベックは問題視していたのだが。

市民労働への参加により参加者が社会的アイデンティティや承認を獲得することも、ベックは目指していた。ミュンヘン市による市民参加の活動に対する能力証明書の発行のような承認の試みは確かに存在するが、職業労働への従事によって得られるアイデンティティや承認に匹敵するようなそれは、現状の政策的実践としての市民参加や市民労働から得ることは困難であるといわざるを得ない。

また、「民主主義を実行すること」「政治的行為と親和性があり」といったベックの表現から、彼の市民労働の政策理念には政治的な側面が含まれていたことがわかる。しかし現時点では、政策的実践としての市民労働においても市民参加においても政治的な側面を見出すことは不可能に近く、市民社会的側面はほぼ消失している。

前述のように、市民労働の政策理念は、政策的実践のレベルで市民参加とワークフェア政策とに分裂してしまった。その理由として、90年代後半からの市民参加による非営利セクターの強化と、2005年以降のワークフェアへの政策転換とが、ドイツ社会の強力な潮流として存在していたことがあげられよう。どちらも、政治アクターの選択肢が制約されたなか、国家が費用削減と福祉政策の再調整をはかった結果、実際に浮上した政策といえる。その流れのなかに、ベックの政策理念がそれぞれ部分的にとりこまれていった。

活動への参加は本人の自発性に、活動内容と時間は個人の選択に委ねる仕組みの市民

参加は、ベックの政策理念をよく反映したもののだが、現状の市民参加からは、それに参加することで生存が保障されるほどの金銭的報酬は得られない。よって、参加を給付の条件とするベーシックインカムには現状ではなりたい。

この社会保障と雇用政策の側面にかんして市民労働を採り入れたのが、ワークフェアの試験プロジェクトである。連邦政府は、プロジェクトの一部にザクセン・モデルの市民労働を部分的に採用し、プロジェクト自体を示す名称に市民労働の名をあてた。しかし、自発性の要素がとりのぞかれることで、ベックの政策理念とは似て非なるものになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計 2件)

伊藤 美登里「個人化社会におけるボランティア活動および市民労働の可能性
ドイツ連邦共和国ミュンヘン市を事例に」第60回関東社会学会大会 2012年
6月10日 帝京大学

伊藤 美登里 'The Transformation of Intimate Relationship and Social Identity in the Second Modernity in Japan' 国際会議「非常事態に抗して：グローバルな災害と地域的な非常事態がもたらす情緒的負担 (States of emergency: the emotional costs of global disasters and regional emergencies)」招聘講演 2014年3月19日 オーストラリア国ホーク大学

[図書](計 1件)

Elliott, Anthony et. al. ed., Routledge, *Routledge Companion to Contemporary Japanese Social Theory*, 2013, (伊藤 美登里と鈴木宗徳で 'Acceptance of Beck's Theory in Japan: From Environmental Risks to Individualization'の章を担当。執筆担当ページ pp.114-131)

[翻訳](計 2件)

ウルリッヒ・ベック&エリーザベト・ベック=ゲルンスハイム著、伊藤 美登里訳 岩波書店『愛は遠く離れて』2014年
総ページ数 303 ページ

6. 研究組織

(1)研究代表者

伊藤 美登里 (ITO, Midori)

大妻女子大学・人間関係学部・教授

研究者番号：10406845